

女性ヘルスケア専門医・専門資格申請について
よくあるお問合せ

■規則第14条第4項

「各基本領域専門医資格を取得後、女性ヘルスケア専門医研修開始登録をして申請時まで3年以上、認定研修施設において女性ヘルスケア指導医、暫定指導医の指導のもとで週に7時間以上女性ヘルスケアの診療に従事していた者。研修開始申請書の様式は別途定める。研修期間は延長できるが、最大5年までとする。なお、妊娠・分娩、留学、病氣療養など特別な事情が生じた場合は、その期間を除く。」について

Q：認定研修施設に在籍していましたが、研修開始登録を失念していました。遡って研修開始登録をすることはできますか？

Answer：以下すべてを満たす日を「研修開始日」として研修開始登録できます。

- ①2017年11月4日（規則制定・専門研修プログラムの公示）以降であること
- ②研修を行う施設の認定期間開始日以降であること
- ③基本領域専門医取得日以降であること
- ④本学会の入会日以降であること

<研修開始日の要件やマイページ申請方法の案内はこちら>

https://www.jmwh.jp/pdf/My_page_Verification_230201ver.1.pdf

Q：研修開始から5年を過ぎても受験申請可能でしょうか？

Answer：基本的には認定研修施設での研修は5年以内に終えてその後速やかに受験申請するのが望ましいです。できるだけ間をおかず受験申請してください。

Q：「認定研修施設において女性ヘルスケア指導医、暫定指導医の指導のもとで週に7時間以上女性ヘルスケアの診療に従事」は、非常勤でもよいでしょうか？

Answer：指導医もしくは暫定指導医のもとで週7時間以上女性ヘルスケアの診療に従事し、研修項目を満たせば、非常勤でも問題ありません。

■規則第14条第6項

「筆頭著者として、本会学会誌に論文を1編以上あるいは他学術誌に女性ヘルスケア関連の内容の論文3編以上発表していること」について

Q：研修開始以前に日本女性医学学会雑誌に掲載された論文は、対象になりますか？

Answer：対象となります。

Q：研修開始以前に他学術誌に掲載された論文は、申請資格の対象になりますか？

Answer：ここで言う「他学会誌に女性ヘルスケア関連の内容の論文3編以上」については、研修開始以前、および本学会入会日以前であっても対象となります。なお筆頭著者であることは必須です。